あ　－　1
２．10．29

あはき療養費の料金改定の検討（案）

１　あはき療養費の料金改定の検討について

〇「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」（平成30年４月23日医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり･きゅう療養費検討専門委員会報告書）抜粋

Ⅰ　不正対策

４．往療

（２）往療料の見直し

- 現状の、施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す（①）改定を行う。
- また、距離加算については、医科については平成４年に廃止されているとともに、訪問看護については昭和63年の創設当初から設けられていない。

  このため、現在の交通事情や、他の訪問で行うものの報酬を踏まえ、まずは30年改定において、距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていくこととし、さらに、その実施状況をみながら、激変緩和にも配慮しつつ、原則平成32年改定までに、距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入について検討し、結論を得る（②）。
- 距離加算を廃止する際や訪問施術制度を導入する際には、他の制度も参考に離島や中山間地等の地域に係る加算（③）について検討する。（１）の往療内訳表についても見直し（④）を行う。さらに、同一日、同一建物での施術の場合の料金のあり方（⑤）についても検討する。

２ 料金改定の方針（案）

（１）往療料の距離加算については、現下の状況も踏まえつつ、施術料よりも往療料が多くなっているというマッサージの現状をさらに見直すため減額することとし（4km超2,700円→2,550円）、施術料等に振り替える。（①②関係）

（参考）平成30年改定
改定前　往療料（基本額） 1,800円　往療距離加算2km毎に 770円
※2km超 770円　4km超 1,540円　6km超 2,310円
改定後　往療料 2,300円　4km超 2,700円

（２）距離加算の廃止や<u>施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入</u>、離島や中山間地域等の地域に係る加算、往療内訳表の見直しについては、<u>次回の料金改定に向けて引き続き検討する。</u>（②③④関係）

（３）同一日、同一建物での施術の場合の料金について、現行の取扱い（患者１名のみを往療料の対象とし、その他の患者は往療料の対象としない。）に代えて、新たな料金を定めることが考えられる。そのため、療養費支給申請書の様式を見直すことにより実態を調査・把握し、その結果を踏まえ、引き続き検討する。（⑤関係）

（４）その他、料金の明確化を図るため、変形徒手矯正術をマッサージの加算とする。

（参考）料金改定に伴う療養費（金額）の内訳の変化（はり・きゅう）

料金改定前（平成29年）

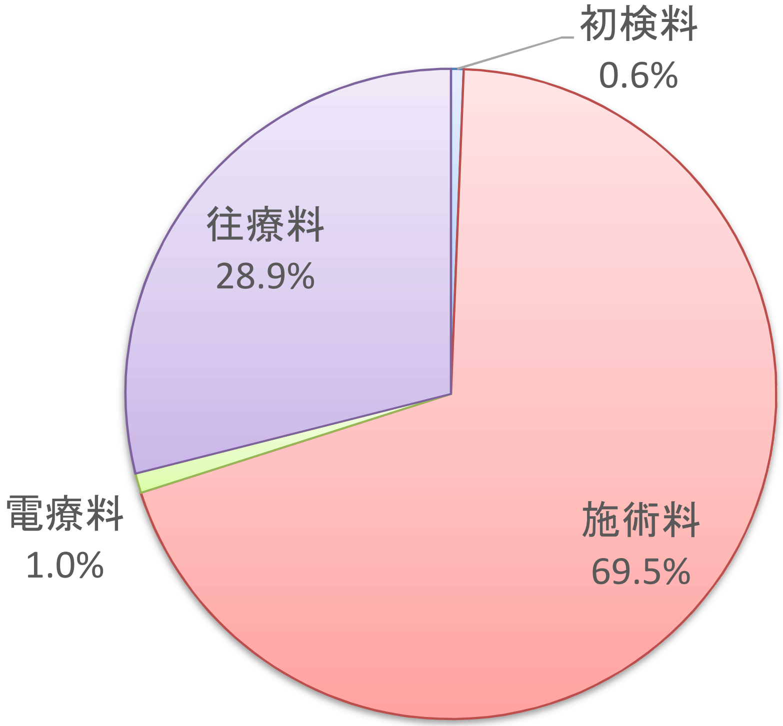

料金改定後（令和元年）

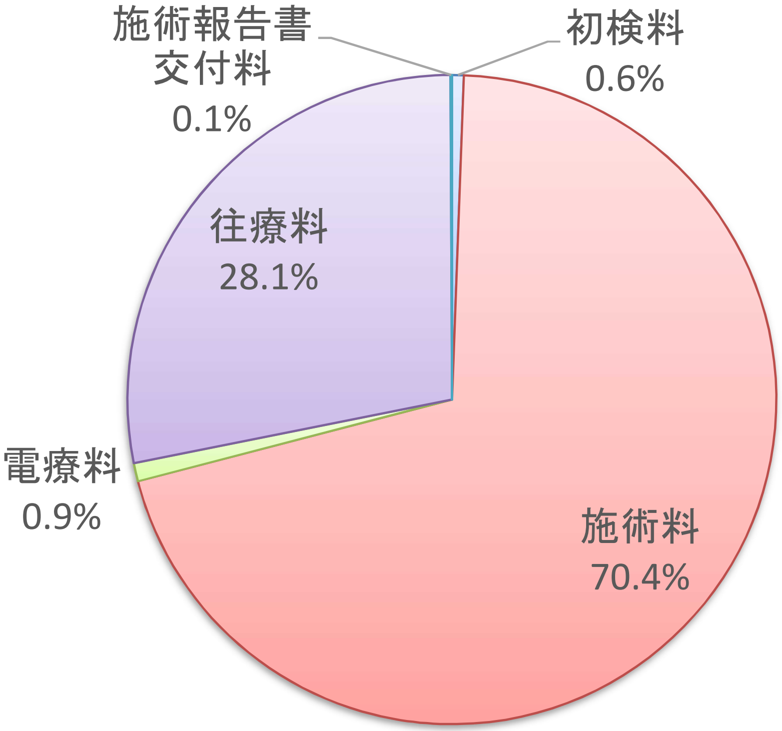

※　以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書（平成29年10月分）を基に分析
- 全国健康保険協会管掌健康保険　1／6
- 国民健康保険　1／10
- 後期高齢者医療制度　1／10

※　以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書（令和元年10月分）を基に分析
- 全国健康保険協会管掌健康保険　1／6
- 国民健康保険　1／10
- 後期高齢者医療制度　1／10

平成29年と令和元年とを比較すると、往療の割合（支給件数に対する往療回数）が増加（1.17倍）しているため、料金改定の効果と相殺され、内訳の変化はほとんどみられなかった。

（参考）料金改定に伴う療養費（金額）の内訳の変化（マッサージ）

料金改定前（平成29年）

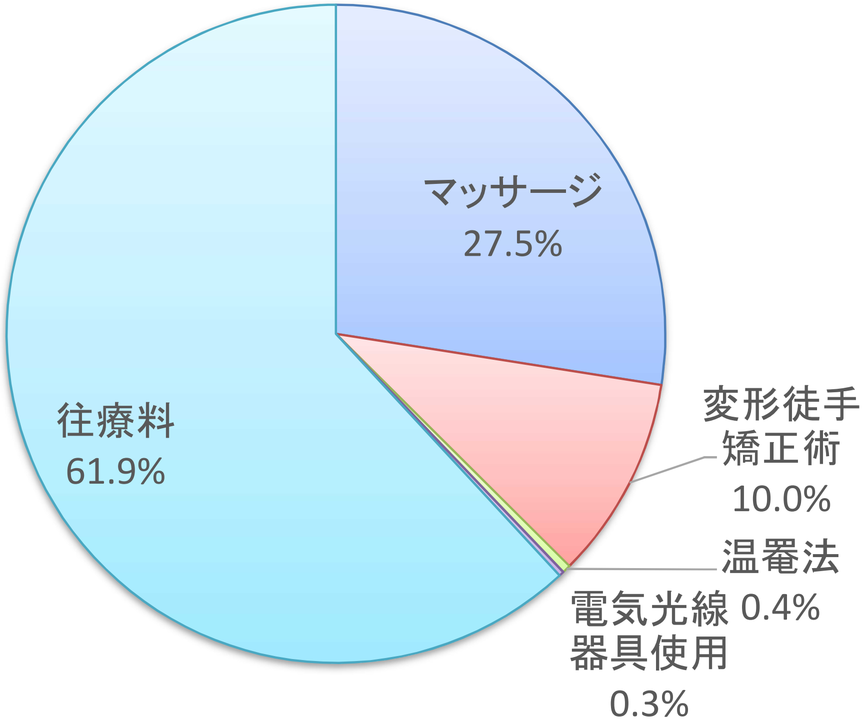

料金改定後（令和元年）

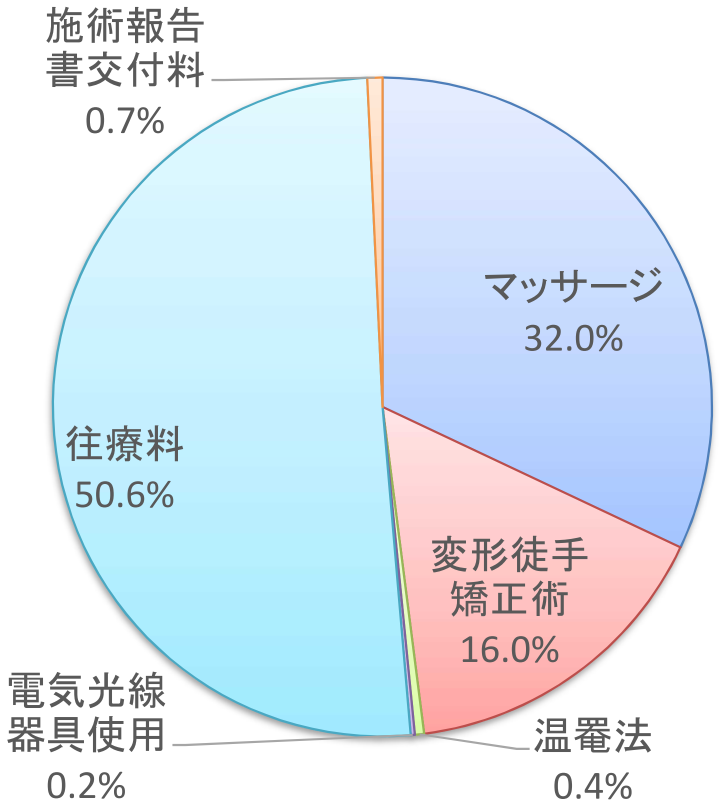

※　以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（平成29年10月分）を基に分析
- 全国健康保険協会管掌健康保険　1／1
- 国民健康保険　1／5
- 後期高齢者医療制度　1／10

※　以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和元年10月分）を基に分析
- 全国健康保険協会管掌健康保険　1／1
- 国民健康保険　1／5
- 後期高齢者医療制度　1／10

平成29年と令和元年とを比較すると、往療の割合（支給件数に対する往療回数）は横ばい（0.99倍）であり料金改定の効果はみられたが、なお、施術料よりも往療料が多い状況であった。

３　同一日、同一建物での施術の実態の調査・把握（⑤関係）

○　同一日、同一建物での施術の場合の料金について、現行の取扱いに代えて、新たな料金のあり方を検討するため、まずは、療養費頻度調査により実態を調査・把握し、その結果を踏まえ、引き続き検討することとしてはどうか。

（参考１）同一日、同一建物のあはき療養費の取扱い

・現行：患者１名のみを往療料の対象とし、その他の患者は往療料の対象としない。
・平成16年10月前：同一日、同一建物の複数の患者で往療料を案分

○　具体的には、療養費頻度調査の際に往療内訳表（参考2）の添付を求め、その中の同一日・同一建物記入欄に記入する往療料を算定している場合「◎」及び往療料を算定していない場合「○」の数を集計することにより、同一日・同一建物における平均患者数を把握し、同一日、同一建物における新たな料金を検討する。

（参考2）往療内訳表の例

別添１（様式第７号）

往療内訳表

＿＿＿月分　　　　　　　　　　　　（患者氏名：　　　　　　　　　）

日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				

往療を必要とする理由　　介護保険の要介護度　（　　　　　　　　）分かれば記載下さい

１．独歩による公共交通機関を使っての外出が困難

２．認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難

３．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

注
- 同上の場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。
- 同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であって、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
- 往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
- 個人情報の取り扱いには、十分注意すること。

４　その他（料金の明確化）

○　変形徒手矯正術の料金については、次のような問題点があることから、料金の明確化を図るため、マッサージの加算としてはどうか。

【問題点】

・　６大関節のみに対して行う変形徒手矯正術と筋肉など関節以外に対して行うマッサージは施術の内容が異なるものであり、変形徒手矯正術を行う場合は、マッサージと併せて行う。しかしながら、料金については明確でないため、多くの保険者は変形徒手矯正術の料金にマッサージの料金が含まれるものとして取り扱っているが、一部の保険者はマッサージと変形徒手矯正術を併せて算定することを認めており、保険者により取扱いに差異が生じている。

【改善案】

現行

(1)マッサージを行った場合　1局所につき　340円

(2)温罨法を併施した場合　1回につき　110円加算

(3)変形徒手矯正術を行った場合　1肢につき　790円

改善案

(1)マッサージを行った場合　1局所につき　350円

(2)温罨法を(1)と併施した場合　1回につき　110円加算

(3)変形徒手矯正術を(1)と併施した場合　1肢につき　450円加算

※　変形徒手矯正術は、マッサージの加算とし、マッサージ及び変形徒手矯正術の両方を行った場合に限り、両方の料金を算定する。

※　変形徒手矯正術と温罨法の併施は認められない。

【施術報告書交付料について】

〇　施術報告書交付料の引き上げに伴い、施術報告書の様式を一部見直してはどうか。

〇　具体的には、施術の内容・頻度を記載する項目について、施術の内容と施術の頻度に分けて記載するようにし、施術の頻度については、記載内容の充実を図る観点から、月平均〇回実施というように施術回数を明記することを明確にする。

○　施術報告書交付料の引き上げに伴い、施術報告書の様式を一部見直してはどうか。　【はり･きゅう用】

別添１（別紙６）

（現行）

施術報告書

医師　様

○　以下のとおり、施術の状況を御報告いたします。

○　本報告を御覧いただくとともに、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の可否について御判断いただきますようお願いいたします。

○　御不明の点や特段の注意事項等ありましたら下記まで御連絡いただきますようお願いいたします。

患者氏名	
患者生年月日	年　　月　　日
施術の内容・頻度	
患者の状態・経過	
特記すべき事項	

年　　月　　日　　施術所名
住所
電話・ＦＡＸ番号
メールアドレス
施術者氏名

別添１（別紙６）

（改正案）

施術報告書

医師　様

○　以下のとおり、施術の状況を御報告いたします。

○　本報告を御覧いただくとともに、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の可否について御判断いただきますようお願いいたします。

○　御不明の点や特段の注意事項等ありましたら下記まで御連絡いただきますようお願いいたします。

患者氏名	
患者生年月日	年　　月　　日
施術の内容	
施術の頻度	月平均　　回
患者の状態・経過	
特記すべき事項	

年　　月　　日　　施術所名
住所
電話・ＦＡＸ番号
メールアドレス
施術者氏名

【あん摩・マッサージ・指圧師用】

別添２（別紙６）

(現行)

施術報告書

医師　様

○　以下のとおり、施術の状況を御報告いたします。

○　本報告を御覧いただくとともに、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の可否について御判断いただきますようお願いいたします。

○　御不明の点や特段の注意事項等ありましたら下記まで御連絡いただきますようお願いいたします。

患者氏名	
患者生年月日	年　月　日
施術の内容・頻度	
患者の状態・経過	
特記すべき事項	

年　月　日　施術所名

住所

電話・ＦＡＸ番号

メールアドレス

施術者氏名

別添２（別紙６）

(改正案)

施術報告書

医師　様

○　以下のとおり、施術の状況を御報告いたします。

○　本報告を御覧いただくとともに、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の可否について御判断いただきますようお願いいたします。

○　御不明の点や特段の注意事項等ありましたら下記まで御連絡いただきますようお願いいたします。

患者氏名	
患者生年月日	年　月　日
施術の内容	
施術の頻度	月平均　回
患者の状態・経過	
特記すべき事項	

年　月　日　施術所名

住所

電話・ＦＡＸ番号

メールアドレス

施術者氏名

５「はり師、きゅう師及びあん摩･マッサージ･指圧師の施術に係る療養費の支給について」の改正（案）

改正（案）	改正前
○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（令和２年○月○日保発○第○号） １　はり、きゅう （１）初検料 ①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 １，７７０円 ②　２術（はり、きゅう併用）の場合 １，８５０円 （２）施術料 ①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 １回につき　１，５５０円 ②　２術（はり、きゅう併用）の場合 １回につき　１，６１０円 注　はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として１回につき３０円を加算する。	○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（令和元年９月１８日保発０９１８第６号） １　はり、きゅう （１）初検料 ①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 １，７１０円 ②　２術（はり、きゅう併用）の場合 １，７６０円 （２）施術料 ①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 １回につき　１，５４０円 ②　２術（はり、きゅう併用）の場合 １回につき　１，５９０円 注　はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として１回につき３０円を加算する。

改正（案）	改正前
（３）往療料　２，３００円 注１　往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は、２，５５０円とする。 注２　片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。 （４）施術報告書交付料　４６０円	（３）往療料　２，３００円 注１　往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は、２，７００円とする。 注２　片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。 （４）施術報告書交付料　３００円

改正（案）	改正前
2　あん摩・マッサージ （１）マッサージを行った場合 　１局所につき　３５０円 （２）温罨法を（１）と併施した場合 　１回につき　１１０円加算 注　温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、１５０円とする。 （３）変形徒手矯正術を（１）と併施した場合 　１肢につき　４５０円加算 注　変形徒手矯正術と温罨法の併施は認められない。	2　あん摩・マッサージ （１）マッサージを行った場合 　１局所につき　３４０円 （２）温罨法を併施した場合 　１回につき　１１０円加算 注　温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、１５０円とする。 （３）変形徒手矯正術を行った場合 　１肢につき　７９０円

改正（案）	改正前
（４）往療料　２，３００円 注１　往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は、２，５５０円とする。 注２　片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。 （５）施術報告書交付料　４６０円	（４）往療料　２，３００円 注１　往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は、２，７００円とする。 注２　片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。 （５）施術報告書交付料　３００円

○あはき療養費の料金改定について【平成30年6月～】 ※以下参考

技術料の引き上げ

○あん摩マッサージ指圧

	改定前	引上額	改定後
マッサージ	285円	55円	340円
変形徒手矯正術	575円	205円	780円

○はり・きゅう

	改定前	引上額	改定後
施術料（1術）	1,300円	240円	1,540円
施術料（2術）	1,520円	60円	1,580円

距離加算を往療料に振り替えて包括化

○改定前　往療料（基本額） 1,800円　往療距離加算2km毎に 770円

※2km超　770円　4km超 1,540円　6km超 2,310円

○改定後　往療料 2,300円　4km超 2,700円

施術報告書交付料の新設

施術報告書交付料 300円 ※平成30年10月1日～

あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の算定について 【令和元年10月～】

○マッサージ　1局所につき　**340円** ※局所の単位（頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢） ・温罨法を併施　1回につき　**80円　→　110円加算** ・温罨法を併施＋電気光線器具使用　1回につき　**110円　→　150円加算**
○変形徒手矯正術　1肢につき　780円　→　790円 ※対象は6大関節 ： 左右上肢（肩、肘、手関節）、左右下肢（股、膝、足関節）
○往療料　2,300円　　4km超　**2,700円**
○施術報告書交付料　300円

はり師、きゅう師の施術に係る療養費の算定について【令和元年10月～】

初回	2回目以降
○初検料 ①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,610円　→　1,710円 ②2術（はり、きゅう併用）の場合 1,660円　→　1,760円	
○施術料 ①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき　1,540円 ②2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき　1,580円　→　1,590円 ○電療料 ・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合　1回につき　30円加算	
○往療料　2,300円　4km超　2,700円	
○施術報告書交付料　300円	

過去の療養費料金改定について

（参考）　平成10年以降の改定率　　　　（単位：%）

改定年月（医科）	医科	改定年月（療養費）	柔道整復	あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ	はり･きゅう
平成10年4月	1．5	平成10年7月	0．8	0．6	0．7
平成12年4月	2．0	平成12年6月	1．1	0．9	1．0
平成14年4月	△1．3	平成14年6月	△0．65	△0．65	△0．65
平成16年4月	0．0	平成16年6月	0．0	0．0	0．0
平成18年4月	△1．5	平成18年6月	△0．75	△0．75	△0．75
平成20年4月	0．42	平成20年6月	0．21	0．21	0．21
平成22年4月	1．74（外来0．31）	平成22年6月	0．0	0．15	0．15
平成24年4月	1．55	平成25年5月	0．0	0．0	0．0
平成26年4月	0．82（消費税分0．71）	平成26年4月	0．68	0．68	0．68
平成28年4月	0．56	平成28年10月	0．28	0．28	0．28
平成30年4月	0．63	平成30年6月	0．32	0．32	0．32
令和元年10月	（消費税分0．48）	令和元年10月	0．44	0．44	0．44
令和2年4月	0．53	令和2年6月	0．27		

（注）平成26年及び令和元年は消費税引き上げに伴う改定

療養費の推移

（金額：億円）

区　　分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国民医療費		374,202	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710
	対前年度伸び率	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%
柔道整復		4,068	4,085	3,985	3,855	3,825	3,789	3,636	3,437
	対前年度伸び率	1.1%	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%	-0.9%	-4.0%	-5.5%
はり・きゆう		315	352	358	365	380	394	407	411
	対前年度伸び率	7.5%	11.7%	1.8%	1.8%	4.3%	3.6%	3.4%	1.1%
マッサージ		516	560	610	637	670	700	707	727
	対前年度伸び率	12.4%	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%	4.4%	1.0%	2.7%
治療用装具		387	396	406	405	421	425	438	443
	対前年度伸び率	10.6%	2.3%	2.6%	-0.4%	4.0%	1.1%	3.0%	1.2%

（注１）保険局調査課とりまとめの推計
（注２）柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の療養費の算出について
・ 全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。
・ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。